

安芸市総合計画策定支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

この実施要領は、安芸市総合計画策定支援業務委託に関するプロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に参加しようとするもの（以下、「参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

第2 業務の概要

（1）業務名

安芸市総合計画策定支援業務委託

（2）業務の目的

これまで本市では、目指すべき都市将来像として、『市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市』を掲げ、将来のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針として、市の行政計画の最上位計画となる総合計画を策定し、施策を推進してきた。

現行計画は令和7年度に終期を迎えるため、令和6年度に行ったまちづくりに関する市民意識調査の結果を基に、本市における現状や課題の整理を行い、人口減少・少子高齢化が進展する中で、地域の特性を生かした戦略的で持続可能なまちづくりを推進するための次期計画を策定することを目的とする。そのため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者による支援を得ること、次期計画を的確に策定することを目指す。

なお、本業務については、総合計画を構成する構想・計画のうち、基本構想と前期基本計画を策定するものである。

（3）業務内容

別途定める「安芸市総合計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

（4）業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

第3 委託限度額

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、当該年度の予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

第4 審査委員会の設置

別途定める「安芸市総合計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、「安芸市総合計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第5 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査委員会全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するということではなく、候補者と安芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

第6 参加資格要件

参加者の資格要件は（1）～（10）の全てを満たす者とする。

- （1）過去10年間に於いて、本業務と同種（又は類似した）の契約実績がある、もしくはその能力を有していること。
- （2）「別添仕様書 5 業務内容」の事業を実施できる事業者であること。
- （3）参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- （4）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- （5）事業実施にあたり専任担当者を配置し、本市との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- （6）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （7）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、国、高知県、安芸市及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていないこと。
- （8）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- （9）法人格を有する団体であり、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- （10）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

第7 プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
プロポーザル募集開始	令和7年3月25日（火）
参加申込書受付期間	令和7年3月25日（火）から 令和7年4月4日（金）16時まで
企画提案書及び関連書類の質疑受付期間	令和7年3月25日（火）から 令和7年3月31日（月）16時まで
企画提案書及び関連書類の質疑への回答期限	令和7年4月2日（水）
参加資格結果通知	令和7年4月8日（火）
企画提案書及び関連書類の提出期限	令和7年4月15日（火）16時まで
審査委員会（プレゼンテーション）	令和7年4月23日（水）
審査結果通知	令和7年4月25日（金）
契約締結	令和7年5月初旬（予定）

※日時等に変更が生じた場合は、改めて通知する。

第8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者は、参加申込書（様式1）に資格要件の確認書類（様式2～3）を添えて申込みをすること。参加申込みに当たっての提出書類については次表のとおりとする。

【提出書類、様式及び提出部数等】

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
様式1	参加申込書	A4縦	1部
様式2	会社概要書	A4縦	1部
様式3	業務実績書	A4縦	1部

（1）参加申込書及び確認書類

①提出期限

令和7年4月4日（金）16時必着

②提出方法

持参または郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

③提出先

〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1

安芸市企画調整課企画係 川谷 TEL：0887-35-1012

（2）参加資格結果の通知について

安芸市において、提出のあった参加申込書と確認書類により資格要件の確認が完了した後、確認結果を令和7年4月8日（火）までに参加者へ電子メール又は郵送にて通知する。

第9 質疑と回答

本業務または本プロポーザルに関する質疑がある場合は、次のとおり安芸市企画調整課企画係に質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年3月25日（火）～3月31日（月）16時まで

(2) 質疑書の提出方法

別紙 質疑書（様式4）に記載し、電子メールに添付して提出すること。電話及び直接来庁による質疑には応じない。

電子メールアドレス：kikaku@city.aki.lg.jp

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は、令和7年4月2日（水）16時までに、安芸市ホームページの当該プロポーザルの欄に随時公開する。

第10 企画提案書等の作成要領

企画提案書の提出にあたっては、仕様書を熟読のうえ、次のとおり提出すること。

(1) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和7年4月15日（火）16時まで（必着）

② 提出方法

持参または郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

③ 提出先

〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1

安芸市企画調整課企画係 川谷 TEL：0887-35-1012

(2) 提出書類

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、8部（正本1部、副本7部）を提出すること。

審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を正本（1部）にのみ記載し、他の7部には社名等を表示しないこと。

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	備考
①	企画提案書表紙	A4・自由	
②	（業務実績： <u>様式3</u> ）	A4・自由	参加申込で提出が必要
③	業務実施体制（ <u>様式5</u> ）	A4・自由	
④	実施スケジュール	任意様式、1枚まで	
⑤	企画内容	A4・自由	
⑥	見積価格	A4・自由	

(3) 提出書類の作成方法

- ① A4縦片面（A3判の折り込み可）15枚以内（表紙除く）にまとめること。カラー可とし、使用文字は10.5ポイント以上、フォントは参加者の任意とする。
- ② 表紙を除いて、本文の各ページには、ページ番号をつけること。
- ③ ①～⑥は順番に重ね、1組ごとに左上一箇所をホチキス留めして提出すること。

(4) 企画提案書のポイント

仕様書の目的・業務内容等を踏まえ、以下の内容について記載する。なお、様式は自由とする。

① 企画提案書表紙

表紙をつけること。

② 業務実績

過去10年以内に、本業務における同種もしくは類似業務の契約実績を有する者であること。

※参加申込書提出時に添付した、契約書の写し又は完了検査合格通知書の写し等は不要とする。

③ 業務実施体制

ア 業務を執行する上での管理責任体制、業務執行体制などについて、表またはフロー図等を用いてわかりやすく示すこと。表やフロー図等の中には、業務責任者や実務担当者の氏名を明記し、その役割分担について明らかにすること。

イ 実務にあたる関係担当者については、別紙 業務実施体制（様式5）に記載し、提出すること。

④ 実施スケジュール

令和7年5月の業務履行開始（予定）から令和8年3月31日までを想定したスケジュールについて、業務ごとに提案すること。

⑤ 企画提案

別添業務委託仕様書の内容を網羅し、提案項目について貴社の考え方を分かりやすくまとめるとともに、要点を簡潔にまとめて作成すること。

⑥ 見積価格

見積価格については、仕様書の業務内容や提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

(5) 企画提案にあたっての留意事項

- ① 企画提案書は1者1提案とする。
- ② 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内のみ可能とする。
- ③ 企画提案書の分割提出は認めない。
- ④ 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効になる場合がある。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提案方法等が本要領の規定に適合しないもの
- ⑤ 審査にあたり、追加書類の提出を求める場合がある。
- ⑥ 企画提案書の審査により委託契約の候補者として選定された後、内容を変更・調整する場合がある。

第11 審査委員会（プレゼンテーション）

企画提案書について、別途定める「安芸市総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会（プレゼンテーション）を実施する。

別途、「審査委員会（プレゼンテーション）開催通知書」を参加申込書に記載された連絡先に郵送する。

- ①実施日：令和7年4月23日（水）
- ②場所：安芸市役所内
- ③実施方法：対面又はZOOMのオンラインによる
- ④所要時間：1者あたり30分以内（プレゼン20分、質疑10分）

第12 審査結果等

令和7年4月25日（金）に、参加したすべての提案者へ審査結果を電話及び郵送により通知する。

第13 留意事項

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合及び提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を喪失する。
- (2) 参加申込及び企画提案に要する一切の経費は、参加する事業者の負担とする。
- (3) 提出書類受領後における書類の差し替え及び修正は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更及び修正についてはこの限りではない。
- (4) 選考結果による異議の申し立ては一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書の内容については、安芸市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には原則開示されることとなる。
なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、同条例第7条第1項第3号の規定により非開示の対象となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由について、情報公開を希望しない届出書（様式6）により提出するものとする。開示・非開示の判断については、別紙様式6に基づき行うものではなく、別紙様式6を参考にしたうえで、同条例に基づき安芸市が客観的に判断する。
- (6) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとする。
- (7) 提出された書類については返却しないものとする。
- (8) 提出された書類については、必要に応じ複写（企画調整課企画係内及び審査委員会での使用に限る）することがある。
- (9) 安芸市は、契約者以外の企画提案書の内容を、提案者の承諾なしには利用しない。

第14 事務局

〒784-8501 高知県安芸市土居82番地1

安芸市企画調整課企画係 川谷

TEL：0887-35-1012 FAX：0887-35-4445

電子メールアドレス：kikaku@city.aki.lg.jp